

「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の新旧対照表

現行	改訂後
<p>第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>(略)</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、地方独立行政法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、法並びに地方独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況（公営企業型地方独立行政法人においては「経営成績」とする。以下同じ。）等<u>財務運営</u>に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p> <p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>(略)</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、設立団体の長の承認（法第34条第1項。法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は法第87条の20第3項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等<u>財務運営</u>の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、地方独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、地方独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p> <p>地方独立行政法人会計基準では、「地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、地方独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、地方独立行政法人の会計監査においても企業、独立行政法人及び国立大学法人の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、地方独立行政法人の公共的性格に鑑み、<u>企業の会計監査と比較して、量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>(略)</p> <p>もとより、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）により行われるものである。また、会計監査人による監査は地方独立行政法人が作成した財務諸表等の</p>	<p>第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</p> <p>第1節 会計監査人の監査の導入目的</p> <p>(略)</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査は、地方独立行政法人が作成した財務諸表等の信頼性を担保すること、すなわち、法並びに地方独立行政法人会計基準及び同注解に基づき作成された財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況（公営企業型地方独立行政法人においては「経営成績」とする。以下同じ。）<u>及びキャッシュ・フローの状況</u>に関する真実の情報を正しく表示していることを担保するものである。</p> <p>第2節 会計監査人の監査の位置付け</p> <p>(略)</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、設立団体の長の承認（法第34条第1項。法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は法第87条の20第3項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況<u>及びキャッシュ・フロー</u>の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、地方独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、地方独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</p> <p>地方独立行政法人会計基準では、「地方独立行政法人の会計は、住民その他の利害関係者の地方独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにするため、取引<u>その他の事象</u>の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない」として、地方独立行政法人会計における重要性の原則を明らかにしている。加えて監査判断に関する重要性の原則が存在する点では、地方独立行政法人の会計監査においても企業、独立行政法人及び国立大学法人の会計監査と同様である。したがって、対象となる事項が財務諸表等に対してどの程度の影響を与えるかを金額的に判断する量的基準と、対象事項自体の性格により判断する質的基準を総合的に勘案して、監査における重要性の判断を行う必要がある。</p> <p>地方独立行政法人の会計監査における重要性を判断するに際しては、地方独立行政法人の公共的性格に鑑み、<u>量的及び質的側面の双方について、一層の慎重性が求められることに留意しなくてはならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</p> <p>(略)</p> <p>もとより、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかの評価は、財務諸表、事業報告書及び決算報告書等を通じて設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）により行われるものである。また、会計監査人による監査は地方独立行政法人が作成した財務諸表等の</p>

適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、地方独立行政法人の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。）の発見を目的として行われるわけではない。

（略）

第2章 監査の前提条件

第2節 二重責任の原則

地方独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の監査制度は、財務諸表等の作成者である理事長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、法第34条に基づき財務諸表等を作成し、地方独立行政法人の財政状態、運営成績、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況等を適正に表示する責任は理事長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。

（略）

第6章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準

第2節 監査の目的

1 法第35条に定める会計監査人の監査の目的は、理事長が法及び一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。

2 （略）

第4節 実施基準

第3 監査の実施

1～8 （略）

9 会計監査人は、理事長による確認書を入手しなければならない。
確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成している旨

(5)～(10) （略）

10 （略）

第5節 報告基準

第1 基本原則

適正性の証明等を目的として行われるものであり、会計監査が、地方独立行政法人の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明及び全ての非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引その他の事象をいう。以下同じ。）の発見を目的として行われるわけではない。

（略）

第2章 監査の前提条件

第2節 二重責任の原則

地方独立行政法人における会計監査人による財務諸表等の監査制度は、財務諸表等の作成者である理事長と財務諸表等の監査を行う会計監査人が自らの職責を全うして、真実かつ公正な財務諸表等を住民その他の利害関係者に提供することが本来の目的であり、いわゆる二重責任の原則が適用される。すなわち、法第34条に基づき財務諸表等を作成し、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況等を適正に表示する責任は理事長が負い、その財務諸表等の適否に関する監査意見の表明については、会計監査人が責任を負うこととなる。

（略）

第6章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準

第2節 監査の目的

1 法第35条に定める会計監査人の監査の目的は、理事長が法及び一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。

2 （略）

第4節 実施基準

第3 監査の実施

1～8 （略）

9 会計監査人は、理事長による確認書を入手しなければならない。
確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成している旨

(5)～(10) （略）

10 （略）

第5節 報告基準

第1 基本原則

- 1 会計監査人は、理事長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書を作成しなければならない。
- (1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか
- (2) (略)
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか
- (4) (略)

2～4 (略)

- 5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、理事長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

6～9 (略)

第3 無限定適正意見の記載事項

- 1 会計監査人は、理事長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。

- 2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

(1) 会計監査人の意見

監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること

(2)～(4) (略)

第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

- 1 会計監査人は、理事長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。

(1) (略)

(2) ア事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか
イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかどうか

- 1 会計監査人は、理事長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書を作成しなければならない。
- (1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか
- (2) (略)
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか
- (4) (略)

2～4 (略)

- 5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、理事長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が取引その他の事象を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

6～9 (略)

第3 無限定適正意見の記載事項

- 1 会計監査人は、理事長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。

- 2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

(1) 会計監査人の意見

監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること

(2)～(4) (略)

第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

- 1 会計監査人は、理事長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。

(1) (略)

(2) ア事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか
イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているかどうか

<p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告 監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告 ア (略) イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているかと認められるかどうか ウ (略) (2)～(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の報告 監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告 ア (略) イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、<u>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</u>を正しく示していると認められるかどうか ウ (略) (2)～(3) (略)</p>
---	--